



## 年金生活者支援給付金に係る所得・世帯データの訂正による 請求書の追加送付等について

年金生活者支援給付金は、国が消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

この度、生活者支援給付金の対象者の抽出に当たり、本市から日本年金機構に提供した所得データの一部に誤りがありました。

これにより、所得・世帯データの訂正の結果、新たに支給対象となることが判明した方、実際には支給対象でないことが判明した方等に対し、日本年金機構が請求書等の追加送付等により対応しています。

### 1 追加送付等の内容

呉市内の年金生活者支援給付金の対象者39,784名のうち追加送付等の対象者は、343名です。なお、内訳は次のとおりです。

(内訳) ① 新たに給付金の対象となることが判明した方	1名
② 給付金の対象でないことが判明した方	158名
③ 給付金の額の変更が発生した方	184名
	計343名

### 2 原因

所得データ抽出に当たり、最終の仕様が一部反映されていなかったため

### 3 処理状況

○10月18日

- ・ 対象者(322名)に呉市からのお詫び文(第1便)を送付
- ・ 厚生労働省が報道発表し、誤りのあった市町村名及び件数を公表

○10月23日

- ・ 厚生労働省年金局から追加対象者(21名)の連絡あり。

○10月25日

- ・ 追加対象者(21名)に呉市からのお詫び文(第2便)を送付
- ・ 日本年金機構が、ホームページで誤りのあった市町村名及び件数を追加公表

### 4 今後の再発防止について

最終作業前には、最新の仕様をその通知等とともに必ず複数で確認し、再発防止を図ります。

また、本事案については、先日の嘱託職員の宿直業務における労働基準監督署からの是正勧告と併せて、全庁的に小グループ単位でのケーススタディを実施します。その結果を踏まえ、原因分析や対応すべきであった点等を検証し、全ての職員が、法令例規や関係通知等を常に意識・確認しながら業務を行うことを徹底するなど、再発防止に向けた態勢を全庁的に整えてまいります。